

現プラン策定当時

現在

結婚

- ・国が結婚支援を含めた少子化対策に乗り出す



- ・都道府県結婚応援センターの設置
- ・新婚新生活世帯への支援

妊娠
出産
子育て

- ・不妊治療への支援
- ・様々な機関による相談・支援



- ・支援制度の全面見直しによる拡充
 - ・年間助成回数の撤廃（H28～）
 - ・男性治療への助成（H27～） など
- ・市町村子育て世代包括支援センターの全市町村への設置を努力義務化（H29～）

教育
・
健康

- ・児童生徒の肥満・痩身傾向
- ・障がいのある子どもの子育てや育児に関する相談支援



- ・「運動身体づくりプログラム」、「ふくしまっ子児童期運動指針」の普及・啓発
- ・「学校における肥満ガイドライン」に基づく受診勧告
- ・「健康相談・個別の保健指導（食育含）」の指導体制の確立
- ・「自分手帳」を核にした保護者との連携による生活改善
- ・地域支援センターの設置（県立特別支援学校 23校）
- ・教育支援アドバイザーの配置（県内 15名）

仕事と
の両立

- ・認可保育所を中心とした待機児童対策
- ・育児休業制度の普及



- ・子ども・子育て支援新制度導入による総合的な支援の推進（H27～）
- ・幼児教育・保育の無償化（R元.10月～）
- ・育児休業制度の拡充（H29～）
 - ・有期契約労働者の育児休業の取得要件緩和
 - ・保育所に入れなかった場合等に、最長で子が2歳に達するまでの育児休業の延長 など
- ・働き方改革による時間外労働の上限規制（R元～）

子どもの
貧困

- ・ひとり親家庭、生活保護家庭への支援
- ・国が子どもの貧困対策に乗り出す



- ・子どもの貧困対策についての都道府県計画の策定
- ・子どもの貧困対策についての市町村計画の策定を努力義務化する法律が成立（R元）
- ・低所得世帯の学生を対象に大学など高等教育機関の無償化を図る法律が成立（R元）

児童
虐待

- ・増加し続ける児童虐待相談
- ・児童相談所の権限強化



- ・児童相談所の体制強化
- ・市町村子ども家庭総合支援拠点の全市町村への設置が目標化（H30～）
- ・親権者等による体罰禁止等を明文化する法律が成立（R元）